第二十八号様式（第四十二条の七の十二関係）

（表）

5.4センチメートル

8.6センチメートル

第　号
年　月　日発行

官職氏名
年　月　日生

海上運送法第三十九条の九第二項において準用する同法第二十五条第二項の規定による検査員の証

写真

年　月　日限有効

国土交通大臣（地方運輸局長（運輸監理部長））　印

（裏）

（海上運送法抜粋）

第二十五条　2　当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十九条の九　国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶船貸渡業者等に対して、認定外航船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定外航船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

二十三　第二十五条第一項（第四十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（新設）

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（海上運送法第三十八条の二の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例） **第六十一条の二**　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十八条の二の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とあるのは、「船舶測度官に」とする。この場合において、第五十九条第二項及び第三項、第六十条並びに前条第二項の規定は、適用しない。 別表第７（第71条関係） （表　略） 備考　１．～４．　（略） ５．海上運送法第38条の２の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。 別表第７の２（第71条関係） （表　略） 備考　１．～４．　（略） ５．海上運送法第38条の２の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。	（海上運送法第三十九条の六の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例） **第六十一条の二**　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の六の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とあるのは、「船舶測度官に」とする。この場合において、第五十九条第二項及び第三項、第六十条並びに前条第二項の規定は、適用しない。 別表第７（第71条関係） （表　略） 備考　１．～４．　（略） ５．海上運送法第39条の６の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。 別表第７の２（第71条関係） （表　略） 備考　１．～４．　（略） ５．海上運送法第39条の６の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。